神栖市地域特産品開発事業補助金　募集案内

特産品のＰＲ・販路拡大を応援します！

神栖市地域特産品に認定された商品のＰＲにかかる経費を補助します。
お土産として、お店の看板商品として、市民や観光客に広く親しまれる商品のＰＲや販路拡大を応援します。

【補助対象事業】

既存の特産品をＰＲする事業

【補助金額】

補助金上限額：１０万円　補助率：1/2 以内

【対象者】

下記の要件を満たす個人・法人・団体

①神栖市地域特産品に認定した商品があること
②市内に住所を有し、事業を継続できると認められる実績があること
③市税の滞納がないこと

【補助対象経費】

補助対象経費		補助率	限度額
既存の特産品をPRする事業	・パンフレット等の作成、印刷費 ・イベント等への参加料 ・ホームページ作成費等 ・その他市長が特に必要と認める経費	1/2 以内	1 事業者 10 万円 初年度から ３年間

【採択の流れ】

申請 → 交付決定 → 事業開始 → 事業実績報告 → 補助金交付

※採択及び補助金額は、予算の範囲内で決定します。

【申請方法】

下記の書類を提出してください

①神栖市地域特産品開発事業補助金交付申請書（様式第１号）
②収支計画書（様式第２号）

※市ホームページから、申請書等はダウンロードできます。

神栖市地域特産品開発事業補助金
ホームページ

©神栖市

募集期間：２０２７年3月１７日(水)まで

○受付け場所及びお問合せ先

神栖市溝口 4991-5　分庁舎１階
神栖市産業経済部企業港湾商工課
ＴＥＬ：0299(90)1182　ＦＡＸ：0299(90)1226
E-mail：kigyokowan@city.kamisu.ibaraki.jp